

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループのコーポレート・ガバナンスの基本的な考えは、すべての役員、従業員は企業活動のあらゆる場面において、法令その他の社会規範を遵守し、「フェアアンドオープン」を全従業員の行動規範としてまいりました。当社グループは株主、取引先、従業員などすべてのステークホルダーとの関係を重視し、社会から必要とされる企業グループとして、持続的な発展を目指しております。そのため、コーポレート・ガバナンスを強化し充実することは、的確な意思決定と迅速な業務遂行、また、透明性の高い企業体質を醸成していくためにも重要な経営課題であると認識しております。

当社グループは変化の激しい業界にあるため、ことさら迅速な判断と行動力が要求されます。そのため取締役会の経営判断と行動の結果責任を明確化する目的で取締役の任期を1年としております。取締役会は、社外取締役2名を含む6名(平成29年6月15日現在)、監査役会は、社外監査役2名を含む3名(平成29年6月15日現在)で構成されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳

当社は議決権行使に当たっては書面による賛否表明のほか、三井住友信託銀行株式会社の運営の議決権行使サイト(日本語のみ)でも可能な体制となっているものの、招集通知の英訳はなされておられません。今後必要に応じて招集通知の英文化を検討してまいります。

【補充原則4-1-3】最高経営責任者等の後継者の計画

経営責任者等の後継者の計画(プランニング)は経営の重要課題の1つであると認識しておりますが、現在、明確な計画(プランニング)はありません。当面は社長を中心として候補者の育成・選定に取り組むこととしておりますが、プランニングとその監督体制については継続的に検討してまいります

【補充原則4-2-1】中長期的業績と連動する報酬

取締役の報酬については、固定部分(定額、毎年見直し)と変動部分(役員賞与)に加えて、役員退職慰労金を設けております。中長期業績と連動した報酬制度の必要性に関しては、今後の課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】政策保有株式

当社は政策的保有する株式の基本方針は、中長期的に企業価値向上のために不可欠な取引先と関係維持及び強化を目的としています。また、当該保有方針に基づき、取締役会で当該保有株式についてリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来見通しを検証し、保有の賛否の確認を行っています。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社は取締役及び取締役が実質支配する法人等との競合取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。当社は、役員や主要株主などの関連当事者との間で重要な取引が発生する場合、かかる取引が会社や株主の利益を害することのないよう、取締役と行う利益相反取引については、取締役会規程に基づき取締役会の決議事項として承認を得るようにしています。

【原則3-1】情報開示の充実

(1)当社の経営理念や中期ビジョンについては当社ホームページや決算説明資料等で開示しています。

(<http://www.melco-hd.jp/ir/strategy/>)

(2)コーポレート・ガバナンスの基本方針については本報告書「基本的な考え方」及び「有価証券報告書」に開示しています。

(http://melco-hd.jp/ir/zaimu/kessan_yuho.html)

(3)取締役の報酬等の決定に関する方針は本報告書「取締役報酬関係」及び有価証券報告書にて開示しています。なお、個々の取締役の報酬額については、取締役会決議により一任された代表取締役が、株主総会で決議された取締役報酬総額の範囲内で、会社業績と取締役毎の業績評価等を勘案した適正な報酬額を決定しています。

(4)社外取締役及び社外監査役の選任に係る方針については、本報告書「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等」に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)に開示しています。

(5)社外取締役及び社外監査役の選任については、個々の選任・指名理由を「株主総会招集ご通知」で開示しております。また、社外以外の取締役及び社外以外の監査役の選任の理由として経歴を「株主総会招集ご通知」で開示しています。

(<http://melco-hd.jp/ir/top/>)

【補充原則4-1-1】取締役会の役割・責務

取締役会では経営戦略や経営の基本方針等の大きな方向性を示すとともに、重要な経営資源の配分についても決定しています。

また、適宜、社内取締役や事業会社の取締役より業務執行状況について詳細な進捗状況について報告を受け、経営状況の監視を行っています。

【原則4-8】独立社外取締役の選任

当社は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たす独立社外取締役を2名選任しており、取締役会においては経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることの無い独立且つ客観的な立場での意見を反映した議論を可能にしています。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準および資質

独立社外取締役の選任に関する判断基準としては、東京証券取引所の定めに基づいており、「株主総会招集ご通知」や「有価証券報告書」にも記載しています。独立社外取締役は当社と異なるバックグラウンドにおける経験や専門知見を活かした助言、議論が期待できる候補者を選定しています。

(<http://www.melco-hd.jp/ir/top/>)

【補充原則4-11-1】取締役会の多様性・適正規模等

当社の取締役会の員数は15名以内と定款で定めていますが、効率性の高い経営システムを推進していくため、現在は社内取締役4名、社外取締役2名の6名で構成しており、それぞれの深い知見と豊富な経験を基に、経営管理・業務執行の管理監督を行っています。

また、取締役の評価については代表取締役2名が行い、取締役会に提案しています。また、取締役候補者について代表取締役より取締役会にて提案があり、社外取締役からも客観的な立場から率直な意見を聞く体制を整えております。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の兼任状況

取締役及び監査役の他の上場企業での兼務状況については、本報告書【取締役関係】【監査役関係】及び「有価証券報告書」、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

尚、現在、他の上場会社の役員を兼務している取締役・監査役は、その兼任の数が、合理的な範囲にとどまっております。従って、取締役・監査役は各々期待される役割や責務を適切に果たすに十分な時間と労力を確保しています。

(<http://www.melco-hd.jp/ir/top/>)

【補充原則4-11-3】取締役会の実効性評価の分析・評価とその結果概要の開示

当社取締役会は、取締役会の実効性を分析・評価するために、第三者機関の知見を得ながら、自己評価として取締役会の全メンバー（取締役及び監査役）に対するアンケートを実施し、分析・評価を行いました。その結果、当社の取締役会はその役割期待を適切に果たし、取締役会の実効性が十分に確保できているものと分析・評価しております。

また、今後取り組むべき課題も明確になり、当社取締役会は、更なる機能向上を図るべく今後も継続的に取締役会の実効性評価を行って行く予定です。当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要については、当社ホームページで公開しています

(<http://melco-hd.jp/ir/governance/>)

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任時、就任後を通じて、会社諸情報等必要とする知識、役割・責務を理解出来るよう、トレーニングの枠組みを用意しております。

但し、新任の社外取締役・社外監査役には、当社の事業、財務、組織等の状況を理解して頂けるよう、ミーティングを実施しています。

【補充原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主との建設的な対話を促進し、これにより持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すことが当社の重要課題の一つであると考えています。

このような考えに基づき、当社は以下のような施策を実施しています。

- (1)当社は、IR担当の取締役を選任し、当社の株主・投資家の皆様との対話の促進に向けた取り組みに関する総括業務を委任しています。
- (2)当社は、社長室を広報・IRを担当窓口とし、取材等を積極的に受け付けるとともに、必要な情報収集が効率良く収集できるように関係部門と密に連携できる体制を構築しています。
- (3)当社は、株主総会における当社事業の十分な情報開示に加え、役員が直接株主と対話をする懇親会を株主総会後に開催し、株主の意見・懸念が直接役員にフィードバックされる仕組みを取り入れています。また、決算説明会、ビジネスレポートの作成・配布をそれぞれ年2回実施しています。
- (4)当社は、IR取材等によって得られた、株主・投資家の皆様からの重要な意見・懸念については、経営陣幹部への報告を行っています。
- (5)当社は、重要情報の適切な情報管理および適時開示をすることにより、株主・投資家の皆様への公平性の確保に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社マキス	8,485,800	38.15
牧 誠	630,800	2.83
牧 寛之	617,500	2.77
牧 大介	617,500	2.77
株式会社名古屋銀行	501,665	2.25
公益財団法人メルコ学術振興財団	500,000	2.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	265,300	1.19
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	259,200	1.16
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	239,664	1.07
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	237,881	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無

株式会社マキス

親会社の有無

なし

上記大株主の所有者株式数には、信託業務又は株式保管業務に係る株式数が含まれている場合があります。
上記大株主の状況は平成29年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
上記のほか、自己株式が3,630,890株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、支配株主等との取引条件等につきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定しており、現時点において、当社は少数株主の保護に対する方策を適切に履行しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
箕浦 啓進	他の会社の出身者													
津坂 巖	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
箕浦 啓進		株式会社ZIP-FM 顧問 株式会社メルコホールディングス 独立役員	株式会社中日新聞社の要職を歴任し、広く政治、経済等、企業経営を取り巻く事象についての深い知見を有し、その豊富な経験や識見に基づき社外取締役としての職務を適切に遂行いただけることを期待したため。
津坂 巖		公認会計士津坂巖事務所 所長 株式会社メルコホールディングス 独立役員	公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、主に会計の観点から有益なアドバイスをいただけることを期待したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は会計監査人と随時会合を持ち、意見を交換するとともに、会計監査人の業務遂行時に適宜立ち会うなど、会計監査人の業務遂行の適正性を確認しております。監査役及びグループ監査室長は、会計監査人の往査の立会や監査結果の報告を受ける等、監査役・監査室長・会計監査人が連携を図り監査の実効性が上がるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小栗 章雄	他の会社の出身者													
植田 和男	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小栗 章雄		株式会社メルコホールディングス 独立役員	株式会社名古屋銀行の取締役及び常勤監査役として培われた豊富な経験や識見に基づき、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、当社の経営に対する適切な監視・監督を行えるものと判断したため。
植田 和男		東京大学金融教育研究センター長 共立女子大学国際学部教授 株式会社メルコホールディングス 独立役員	大学教授として培われた専門な知識・経験と高い見識を当社の監査に活かして、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、当社の経営に対する適切な監視・監督を行えるものと判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬及び賞与は、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の範囲内で、個々の取締役の職務と責任及び実績に応じて代表取締役によって決定することにしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

・取締役の報酬及び賞与は、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の範囲内で、個々の取締役の職務と責任及び実績に応じて代表取締役によって決定することにしております。
・当社は、取締役及び監査役について社外役員を区別して、報酬等の総額および種類別の総額を開示しております。

2017年3月期(平成28年4月1日～平成29年3月31日)に係る取締役及び監査役の報酬等の額(報酬額には、退職慰労金を含んでおります)

取締役 4名 123百万円(社外取締役を除く)

監査役 2名 11百万円(社外監査役を除く)

社外役員 6名 29百万円

* 上記は、第31期有価証券報告書(平成29年6月15日提出)に記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会決議に基づく報酬限度額(年額)は、取締役3億円(2003年6月27日株主総会決議)、監査役50百万円(2003年6月27日株主総会決議)であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役につきましては、いずれも専従スタッフは置いておりませんが、取締役会、監査役会への出席や、グループ監査室を通じ適宜必要な情報を入手しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)業務執行の体制について

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を決定し、基本方針に従い、コンプライアンス、リスク管理、業務の効率性の確保の観点から、具体的な体制整備と業務執行を行っております。

また、内部統制の整備運用状況についてグループ監査室を組織し、監査役会や監査法人との連携により、財務報告の信頼性の確保や適切なコーポレート・ガバナンスの確保に努めております。

当社のリスク管理体制につきましては、グループ監査室が「リスク管理表」に基づき内部監査を実施し、リスク管理の状況や、重大な管理状況の不備を経営者に報告しております。

当社グループに属する会社は、会社の規模、事業の性質、機関設計、その他会社の個性及び特質を踏まえ、必要な社内規定を定め、取締役自らによる率先垂範と役員への周知徹底を図っております。また、取締役会及び経営会議を通じ取締役の職務執行の監視を行っております。

子会社管理の「関係会社管理規程」を定め、子会社の重要事項に関しては報告及び決議事項とすることにより、子会社経営の管理を行っております。

当社グループ間での不適切な取引又は会計処理を防止するため、グループ監査室は定期的に当社グループ各社の内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役連絡会に報告する体制を整えています。

役職員が直接報告・相談できる「内部通報窓口」を当社グループ各社にも展開し、リスクとなり得る事由の早期発見を図っています。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門につきましては代表取締役の管理する組織としてグループ監査室(3名)を設置しております。また、内部統制についてグループ監査室は監査役会と連携をとりながら、法令厳守、内部統制の有効性等について監査を行い、取締役会に報告を行っております。

監査役は取締役会に出席し、業務執行状況について監査を行うほか、経営会議等重要な会議に出席し、監査役として監査が実質的に機能するよう体制整備を行っております。

(3) 会計監査の状況

当社は、監査法人東海会計社との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。監査役、グループ監査室長は、会計監査人の往査の立会や監査結果の報告を受ける等、監査役・監査室長・会計監査人が連携を図り監査の実効性が上がるよう努めております。当事業年度において、業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名
業務執行社員：塚本 憲司、安藤 進市郎
所属する監査法人名
監査法人東海会計社
会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士4名

(4) 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名です。

1. 当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係

取締役津坂巖氏は当社の株式を保有しております。左記以外は、社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

2. 他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社との人間関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役及び社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、高い独立性を保持しております。

3. 社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割

高い独立性および専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督により、当社の企業統治の有効性を高める機能及び役割を担っております。

4. 社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割

高い独立性および専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督により、当社の企業統治の適法性を精査する機能及び役割を担っております。

5. 当社からの独立性に関する基準又は方針の内容

社外取締役及び社外監査役は高い独立性及び専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督により、当社の企業統治の有効性を高めるため、東京証券取引所の定める独立役員の基準を満たしていること。

6. 選任状況に関する考え方

当社の現在の社外取締役及び社外監査役は、高い独立性および専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督といった期待される機能及び役割を十二分に果たし、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

7. 社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社においては監査役3名のうち2名が社外監査役であり、監査役は会計監査人及びグループ監査室と都度情報交換を実施しており、また、必要に応じて監査役会への出席を求め相互の連携が図られております。

また、グループ監査室は、共有すべき事項について相互に連携し、把握できるような関係にあります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社がコーポレート・ガバナンスの体制として採用している監査役会設置会社のもとでは、当社が置かれている経営環境や内部の状況について深い知見を有する取締役と経験豊富な監査役に加え、幅広い知識や専門性を有した社外取締役及び社外監査役によってガバナンスの枠組みが構成されているため、各役員が持つ個々の知識や経験が相互に作用し合いながら、意思決定のプロセスに関与することが可能となり、結果として、監査体制の充実が図られつつ、経営の迅速性、機動性も確保されているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送は早期の前倒しが難しいため、東証TDnet及び当社Webサイトに株主総会の3週間前をめぐり、早期公開を実施しております。 平成29年は、5月25日に公開しております。 株主の皆様への情報を早期にお届けするという趣旨は満たしていると考えております。 (http://melco-hd.jp/ir/zaimu/kabunushi_soukai.html)
集中日を回避した株主総会の設定	毎年6月中旬までに開催できるよう努力しております。平成29年は6月14日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成16年3月期の株主総会より実施しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現在個人投資家向け説明会は実施しておりませんが、機関投資家及びアナリスト向けの説明会を実施し、その模様を動画で撮影し当社Webサイトにて個人投資家の皆様にも見ていただけるよう公開しております。 また、株主様向けに株主総会後の懇親会を通じコミュニケーションを取ることで、直接ご意見をいただく場を設けさせていただいており、ご要望の趣旨は満たしていると考えております。 (http://melco-hd.jp/ir/zaimu/tanshin.html)	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算及び第2四半期決算の年2回定期的に実施しています。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	説明会は実施しておりませんが、海外投資家の皆様にも見ていただけるように英語版のビジネスレポートを当社Webサイトに掲載しております。 (http://melco-hd.jp/ir/zaimu/anyualrep.html)	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、決算説明会ビデオ、ビジネスレポート、有価証券報告書、過去の株価推移ほか多数の資料を掲載しております。 (http://melco-hd.jp/ir/top/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室にIR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ホームページにて方針を掲示。鉛フリー製品やRoHS指令対応製品の販売、ISO14001の取得など
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営理念にて「フェア・アンド・オープン」を謳い、積極的な情報開示を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

[業務の適性を確保するための体制]

当社は、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を次の通り決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保する体制

法令、定款を遵守し、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの確保、資産の保全という統制目的を達成するため、取締役及び使用人の職務権限等の社内規程を定め、取締役自らによる率先垂範と役職員への周知徹底を図る。また、取締役会を通じ取締役の職務執行の監視をより一層強化する。

・法令等を遵守する公正で誠実な経営を実践することを目的として、取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、役職員へのコンプライアンス意識の向上・啓発を行うとともに、体制の強化を図る。

・役職員は、「メルコグループコンプライアンスカード」を常時携帯し、常に自らの考えや行動を「メルコグループ行動10カ条」に照らしあわせることによって、自らのコンプライアンス意識の向上を図る。

・役職員が直接報告・相談できる「内部通報窓口」を設置し、企業活動においてリスクとなり得る事由の早期発見を図る。

・取締役社長直轄のグループ監査室を設置し、メルコグループの業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を取締役及び監査役に報告する。また、取締役は、担当部門の規程の整備・運用状況を把握し、役職員に対する教育等を行うよう努める。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報は、「情報資産管理規程」等の社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。

・取締役及び監査役は、適時それらの情報を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程・体制

・リスクを適切に認識し管理するための規程として「リスク管理規程」を制定し、経営方針の実現を阻害する全ての要因を可能な限り排除するために必要な活動を行う。

・危機的な事態発生に対して適切かつ迅速な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制

・定時取締役会を原則、月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

・また「取締役会運営規程」を制定し、取締役会の適切かつ円滑な運営を図ると共に、社外取締役の参加により経営の透明性と健全性の維持に努める。

・取締役の業務執行については、「組織管理規程」に定める組織機構に対し担当を定め、業務の組織的かつ能率的な執行を図る。

・年度計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。またメルコグループ各社の各部門は実施すべき具体的な年度目標と予算の設定及びそれに基づく月次管理を実施し、取締役会等にて適正な業績評価を行う。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保する体制

・メルコグループに属する会社は、会社の規模、事業の性質、機関設計、その他会社の個性及び特質を踏まえ、必要な社内規程を定め、取締役自らによる率先垂範と役職員への周知徹底を図る。また、取締役会及び経営会議を通じ取締役の職務執行の監視を行う。

・子会社管理の「関係会社管理規程」を定め、子会社の重要事項に関しては報告及び決議事項とすることにより、子会社経営の管理を行う。

・メルコグループ間での不適切な取引又は会計処理を防止するため、グループ監査室は定期的にメルコグループ各社の内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役連絡会に報告する体制を整える。

・役職員が直接報告・相談できる「内部通報窓口」をメルコグループ各社にも展開し、リスクとなり得る事由の早期発見を図る。

(6) 監査役が職務補助の使用人を置く場合の当該使用人に関する事項

・監査役は、必要に応じ、補助者を置いて監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。

(7) 監査役スタッフ及びその独立性に関する事項

・監査役の職務を補助する使用人の任命、異動、人事考課については監査役会の意見を聴取し、尊重するものとする。

・監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及びグループ監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

(8) 取締役・従業員の監査役に対する報告体制、その他監査役への報告に関する体制

・監査役は、必要に応じて経営会議等重要な会議に出席し、報告を受ける。

・取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人は、必要に応じ又は監査役の要請に応じて監査役会、監査役連絡会に対して職務の執行状況を報告する。

・取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項並びに内部通報窓口へ寄せられた通報又は法令違反行為等について、速やかにその都度監査役に報告、情報提供するものとする。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不当な扱いを受けないことを確保するための体制

・内部通報窓口へ法令違反行為等を通報又は相談した者及び通報又は相談された法令違反行為等を監査役(会)に報告した者が不利な扱いを受けないことを規程に定め適切に運用する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役の職務に必要な費用について請求があった場合、速やかに前払い又は償還に応ずる。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人は、監査役の監査職務上必要な書類の閲覧、実地調査、取締役との意見交換、使用人からの報告聴取、子会社調査等監査役の活動が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。

・メルコグループ各社の監査役は毎月1回を原則として監査役連絡会を開催し、メルコグループ各社の業務遂行状況及びコンプライアンスの状況について情報を共有し、意見を交換する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は倫理規程に規定しているとおり、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応を行い、反社会的勢力への利益供与は一切行わず、不当な要求に対して断固拒否することを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、人事総務部が反社会的勢力排除に向けた対応の専門部署となっており、有事には、担当取締役への報告を行い、警察や顧問弁護士などの外部専門機関との緊密な連携・相談の上、速やかに組織としての対処ができる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



